

**箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場  
及び仮設駐輪場を一体的に運営する事業者の募集要項**

令和5年10月16日

箕面市



### **3 業務の範囲**

#### **(1) 業務範囲**

指定管理者の業務は、本募集要項に示すほか、別冊「かやの第一・第二・第三駐輪場 運営・維持管理業務等要求水準」に記載のとおりとする。

- ①かやの第一駐輪場、かやの第二駐輪場、かやの第三駐輪場供用に関すること。
- ②かやの第一駐輪場、かやの第二駐輪場、かやの第三駐輪場の維持管理に関すること。
- ③その他市長が必要と認める業務。

#### **(2) 業務委託**

指定管理者は、(1)に定める業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができるものとする。この場合に生ずる費用の負担、業務委託の際に第三者に生じた損害への賠償等は、指定管理者が負うものとする。

### **4 指定の期間**

令和6年3月23日から令和9年3月31までの3年9日間とする。

※指定管理期間は議会の議決事項であるため、指定管理者の指定に関する議案が採決されたときに、指定管理期間が確定するものとする。

### **5 管理の基準**

#### **(1) 駐輪場の運用**

- ・自動料金精算機等の駐輪場設備の保守、料金の回収、消耗品の補充等については、指定管理者が行うものとし、機器故障等の事故があった場合は、速やかに現場に到着できる体制を整えること。
- ・駐輪場の清掃は、定期的に行うこと。

#### **(2) 供用時間**

毎日 24 時間

供用の日時は、箕面市立駐車場条例第11条第2項の規定により、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て変更することができるものとする。

#### **(3) 利用料金**

利用料金にあたっては、地方自治法第244条の2第8項に基づき、指定管理者の収入として收受することとし、同条第9項に基づき、候補者選定後、指定管理者が市との協議うえ承認を得る必要がある。

なお、指定管理者は、箕面市立駐車場条例（平成25年3月28日条例第17号、以下「条例」という。）第16条第5項の規定により、箕面市立駐車場条例施行規



指定管理者は、管理運営にかかる文書などを適正に管理し、指定期間終了に際しては、市に、保管文書などを引き継ぐこと。

また、指定管理者は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨をふまえ、管理運営に関する情報を公開するものとする。

なお、管理運営に関する文書で、市に提出されたものは市の行政文書として開示請求の対象となる。市が保有していないものについても、箕面市情報公開条例第24条に基づき市が当該情報の提供を求めたときは、これに応じるものとする。

## ② 文書等の管理保存

指定管理者は、業務を遂行するにあたり作成又は收受した書類等を、その他の業務の書類とは別に管理し保存するものとする。

## ③ 関係法令等の遵守及び職員研修の実施

指定管理者は、施設の設置目的に沿って、次に掲げる法令その他関係法令等を遵守し、管理運営を行うものとする。

なお、本指定期間に法令等の改正があった場合には、改正後の法令等に基もとづくものとする。

また、指定管理者は、業務に従事する者が下記の法令のほか、人権問題、個人情報保護等について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、適宜社員に研修を行うこと。

- ア 労働基準法
- イ 労働安全衛生法
- ウ 個人情報の保護に関する法律
- エ 箕面市駐車場条例及び同施行規則
- オ 箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例、箕面市個人情報の保護に関する法律施行細則
- カ 箕面市情報公開条例及び同施行規則
- キ ア～カに掲げるもののほか、地方自治法その他行政関係法令及び消防法、その他の管理・運営に適用される関係法令

## (8) その他

### ① 維持管理費の支払い

施設、設備等の維持管理費（法定点検を含む）、光熱水費、電話使用料等の支払いは、原則として指定管理者が一括して行うこととする。

### ② 賠償責任保険等への加入

指定管理者は、駐輪場施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険等に加入するものとする。

### ③ 危機管理体制の確立

- ア 震度5弱以上の地震が発生したときは、2名以上の従事者が駐輪場に自動参集し、施設及び設備の点検、二次災害の防止等を行うこと。

- イ 台風、豪雨等により災害発生の危険が予測されるときは、必要に応じて



## 第2 仮設自転車駐輪場の運営者

### 1 設置目的

かやの中央地区において、箕面萱野駅前の駐輪場整備工事を進めているが、かやの第一駐輪場の供用開始は令和7年3月末を予定しており、その整備が完了するまでの間について、駅周辺で自転車を駐輪できる場を確保する必要があるため、市所有地などを活用して暫定的に駐輪場を設置するもの。

### 2 根拠法令

仮設自転車駐輪場施設は、地方自治法第238条第3項に規定する普通財産を同法第238条の5第1項の規定に基づく土地と、市が借り受けた箕面市土地開発公社が所有する土地の貸付を行う。なお、この自転車駐輪場の貸付については、借地借家法は適用されない。

### 3 施設の概要

#### (1) 仮設第一駐輪場

- ア 位置 箕面市坊島四丁目1017番
- イ 収容台数 自転車110台
- ウ 供用開始日 令和6年3月23日（予定）
- エ 構造 平面駐輪場
- オ 入出庫時間 24時間

#### (2) 仮設第二駐輪場

- ア 位置 箕面市坊島四丁目1019番、1020番
- イ 収容台数 自転車207台
- ウ 供用開始日 令和6年3月23日（予定）
- エ 構造 平面駐輪場
- オ 入出庫時間 24時間

### 4 管理運営内容

#### (1) 駐輪場の運用

- ・本物件は現状有姿の状態で貸し付けるものとする。【別添 図面参照】
- ・貸付期間中は施設の維持管理を行い、駐輪場設備の保守、料金の回収、消耗品の補充等については、事業者が行うものとし、機器故障等の事故があった場合は、速やかに現場に到着できる体制を整えるものとする。
- ・駐輪場の清掃は、定期的に行うこと。
- ・管理運営にあたっては周辺環境に配慮し、管理運営に伴って発生する利用者及び近隣住民にかかる事故及び苦情については、賃借人の責任と負担をもって迅速に対応するものとする。
- ・対象駐輪場の貸付に係る計画を変更し、又は仕様を変更するときは、あらかじめ

書面をもって市の承認を得るものとする。

- ・個人情報の適切な管理を行うこと。業務の履行に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければなりません。業務の従事者（従事していた者を含む。）は、業務で知り得た個人情報を漏えいしてはならず、運営終了した後も同様とする。漏えいした場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定されている罰則が適用される。
- ・管理運営業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできませんが、市の承認を得て業務の一部を委託することができるものとする。この場合に生ずる費用の負担、業務委託の際に第三者に生じた損害への賠償等は、事業者が負うものとする。

## （2）供用時間

毎日 24 時間

## （3）管理運営

別紙「仮設駐輪場貸付にかかる仕様書」の「3 管理運営内容」に記載する業務を行うこと。管理運営に要する経費（維持管理費、消耗品費、光熱水費、通信費、保険料など）は、すべて事業者の負担となるものとする（必要経費の償還請求はできない）。

## 5 駐輪場料金

### （1）料金の設定について

利用料金は、事業者からの提案に基づき、市の承認をもって設定できるが、「第 1 市立自転車駐輪場の指定管理者」での利用料金提案内容や近傍駐車場の料金等を考慮し、施設利用者の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で利用料金を設定すること。

### （2）減免について

利用者のうち、規則第 8 条で定める基準に準じ、障害者手帳等を所持する者の車両について、利用料金の減免を行うものとする。

## 6 貸貸借契約期間

令和 6 年 3 月 23 日から令和 7 年 3 月 31 日までを予定する。

## 7 貸付料等

### （1）貸付料

貸付料は、次の事項を踏まえた提案事項（必須）とし、別紙様式「貸付希望額調書」で提案のこと。

- ① 仮設駐輪場は、箕面萱野駅前のかやの第一駐輪場整備が完了するまでの間、駅周辺でかやの第二及びかやの第三駐輪場だけでは不足すると予想した、必要な駐輪場スペースを確保を目的に、市所有地を活用した暫定的な駐輪場である。そのため、この駐輪場は、指定管理施設（かやの第二・第三駐輪場）と一体運営を成す役割がある。
- ② ①より、この仮設駐輪場の運営収益は、指定管理施設の運営事業費に充てられるように、市は市規則等に基づいて貸付料について減額等の対応を予定している。なお、参考までに令和5年度の評価額から算出する額は、以下の表のとおりである。

	所有者	参考額（令和5年度）
仮設第一駐輪場	市土地開発公社	2,400,480 円
仮設第二駐輪場	市	720,099 円

- ③ 貸付料は、指定管理施設の収支に影響しない場合において、市に納付されることを期待する。

## （2）管理運営費

駐輪場に係る光熱水費等の管理運営費は、事業者が負担することとする。

## 8 報告、実地調査等

- (1) 市は貸付物件の使用状況について随時に実地調査し、または必要な報告を事業者に求めることができるものとする。
- (2) 事業者は、上記（1）の報告を怠り、または調査を拒むことはできない。
- (3) 前項の調査または報告に基づき、市は事業者に対して、施設の適正な維持管理等のために是正を求め、指示等を行うことがある。

## 9 貸付に関する制限事項

- (1) 事業者は、貸付物件を第三者に転貸し、賃借権を譲渡し、又は担保に供することは出来ない。
- (2) 事業者は、貸付物件を政治的用途・宗教的用途に使用することは出来ない。
- (3) 事業者は、貸付物件を地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用途に使用することは出来ない。
- (4) 事業者は、貸付物件を悪臭・騒音・粉塵・振動・土壤汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することは出来ない。

## 10 契約の解除または変更

- (1) 次のいずれかに該当するときは、契約を解除し、または変更する場合がある。  
ただし、ウの場合は解約に限るものとする。
- ア　市において貸付物件を公用または公共用に供する必要が生じたとき。この場

合において、契約を解除または変更するときは、市は2か月前までに事業者に通知するものとする。

- イ 事業者が賃貸借契約書または本募集要項に違反したとき。
  - ウ 応募資格の詐称等不正な手段によって賃貸借契約を締結したとき。
- (2) (1) アにより契約を解除または変更したことにより事業者に損失が生じたときは、事業者は市に対して損害を求めることができるものとする。
- (3) 事業者は、(1) イ及びウにより契約が解除されたときは、その契約解除日から1か月以内に、当初契約期間満了日までの契約貸付料を契約違約金として一括納入すること。変更の場合もこれに準じ、市が契約違約金を算出するものとする。

### 第3 自主事業の提案

#### (1) 自主事業（自動販売機設置など）

自主事業とは、指定管理者が「第1 市立自転車駐輪場の指定管理者」の「3 業務の範囲」に定める業務以外で、業務の実施を妨げず、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進またはサービス向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。指定管理業務以外のため、指定管理の収支には算定はされず、独自財源により実施するとともに、収入は独自収入となる。

なお、実施にあたっては、かやの第二・第三駐輪場及び仮設駐輪場では営利目的での自主事業はできないなど、制約事項があるため、自主事業の実施は任意ですが、実施にあたっては必要に応じて事前に市と協議していただくことになり、実施後は市に報告するものとする。

### 第4 特別提案

特別提案は、利用者サービスの向上や施設整備の充実等を行い、施設の最大活用を図るため、応募者から提案いただくもので、重要な審査対象項目とする。自由で創意工夫のある提案をお願いする。

特別提案を検討するにあたっては、仕様・基準等にこだわる必要はない。

#### 1 必須提案事項について

- (1) 新規開設する駐輪施設のため収支予測が難しいことから、本市への還元策として、各年度の収支決算額が結果として黒字となった場合に、収益額を市に還元するその割合（市への納付金）
- (2) 箕面萱野駅が新しく開業する際に開設される駐輪場であるため、開設当初に予想される利用者への対応策について

#### 2 その他提案事項について

(例1) 当該施設が応募者の民間施設であれば、どのような活用をするか等の視点やかやの中央のまちづくりのなかで期待される役割等も考慮して大胆な提案。

提案は、「様式16」等に記載して提出すること。

なお、納付金や委託料の減額についての提案については加点要素とし、最終的に特別提案を採用するかどうかは交通政策室と応募者（候補者）の協議のもと、決定するものとする。

## 第5 管理運営における費用等について

施設の管理運営業務の実施に必要な経費を、市が支払う指定管理料、利用料金等の収入によって賄うものとする。

### 1 指定管理料について

指定管理料（消費税及び地方消費税を含む）は次の金額を上限とし、事業計画書及び收支計画書における各年度の指定管理料は、上限額を下回る金額で提案すること。

年度	指定管理料 上限額	備考
令和5年度から 令和6年度まで	9,940千円	令和6年3月23日～令和7年3月31日 準備期間含
令和7年度	16,500千円	
令和8年度	20,300千円	

実際の指定管理料は、市は、指定管理料を予算の範囲内で年度ごとに締結する年度協定書に定め、指定管理者に支払う。金額の決定にあたっては、応募時に提案された金額を上限として、指定期間中の各年度に提出する事業計画書、駐輪場の利用状況及び経理の状況において報告があった金額を参考に、市と指定管理者で協議を行う。

### 2 支払方法

指定管理料は、会計年度を基準とし、協定で定めた時期に支払う。

### 3 指定管理料の精算

指定管理業務を行う中で、経費が不足することとなってもその不足分については、原則として補填しない。

ただし、結果として各年度の収支決算額が黒字となる場合を想定し、「収益分の〇%を市に還元する」などを事業計画書にて提案すること。

## 第6 募集に当たっての手続き

### 1 応募の資格等

#### (1) 応募資格

指定管理者としての指定期間及び駐車場施設の賃貸借契約期間において、次に掲げる条件のいずれにも該当しない法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であることを必要とする。

また、同じ法人等又は資本面若しくは人事面で関係ある（出資総額の1／2を超える出資若しくは役員を兼ねる）法人等が重複して応募することはできない。

なお、その他の団体とは、複数の法人が共同応募する団体とし、応募する場合は代表する法人を選定するものとする。この場合は、複数の法人全てに申込み資格が適用されるとともに、指定に際しては代表する法人を指定管理者の候補者とし、他の法人は業務再委託先として取り扱うものとする。

- ①会社更生法及び民事再生法等による手続中である法人等
- ②代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者（執行猶予中の者を含む）がいる法人等
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人等
- ④最近3年間において、所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、府税、市税等を滞納している法人等、又は代表者がこれらの税金を滞納している法人等
- ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定により、市から入札の参加資格を取り消されている法人等（指名停止を含む）
- ⑥地方自治法第244条の2第11項に基づき、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、又はその取消の日から3年を経過しない法人等
- ⑦労働関係法令に違反し、官公署から摘発・勧告等を受けており、是正・改善が確認されていない法人等

#### (2) 欠格事項

法人等が次のいずれかの要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外するものとする。

- ①複数の応募書類を提出した場合
- ②受付期間内に応募書類が提出されなかった場合
- ③応募書類に明らかな虚偽の記載がある場合
- ④募集要項に違反又は著しく逸脱した場合



受付場所：箕面市地域創造部交通政策室（市役所本館 2 階 212 番窓口）

※期限内に応募書類を、交通政策室へ直接持参または郵送すること。なお、  
郵送については、当日必着とする。





- ケ 共同事業体で応募した場合、代表法人等及び構成員の変更は認めない。
- コ 応募書類は、箕面市情報公開条例に基づき、市として候補者を決定するまでの間は非公開となる。候補者が決定した後は、同条例に定める非開示情報を除いて公開の対象となるものとする。
- サ 応募書類等の内容に含まれている特許権、意匠権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事象にかかる責任は、全て応募者が負うものとする。
- シ 各団体（共同事業体）につき複数の応募はできない。

## 4 選定審査

### （1）選定方法

指定管理候補者は、客観的かつ公正な意見を取り入れるため、当該施設の目的や特性等に基づき、箕面市立かやの駐輪場指定管理者候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、応募書類による審査結果をふまえて、設置の目的を最も効果的に達成することができると認められる指定管理者の候補者及び次点者を選定する。

※選定会議は、非公開。

※応募者が1法人であっても選定会議において意見交換を行い、市が指定管理者としての適否を判断するものとする。

※なお、候補者として決定後、市議会の議決を経て正式に指定管理者として決定する。

※第1位順位者の辞退、指定後の取消等があった場合は、第2位順位者と協議のうえ、指定管理者候補者として決定し、市議会において指定管理者の指定に係る議案が可決され、正式に指定管理者として決定します。

### （2）選定基準

- ① 条例の設置目的及び条例により指定する事業を効率的に実施し、かつ、駐車場の利用を高める効果的な運営ができること。
- ② 駐輪場を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

### （3）審査方法

選定審査にあたっては、選定会議において、書類審査及びプレゼンテーション審査の結果（点数）を総合的に評価して第1位及び第2位の順位を決定し、第1位順位者を指定管理者候補者とする。

- ① 書類審査  
応募書類を「（2）選定基準」に基づき審査する。
- ② プrezentation審査  
プレゼンテーション審査を実施し、選定委員のヒアリングを受けていただきます。



て管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがある。

③市が実施する事業評価により、指定管理者の業務が基準等を満たしていないと判断した場合は、市は指定管理者に是正勧告を行います。是正勧告にもかかわらず、指定管理者が勧告の対象となった事項を改善しない場合、市は指定管理者の指定の取り消し、市の支出額などの措置を講じることがある。

#### (2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合や協定書に定めのない事項が生じた場合には、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

#### (3) 目的外使用許可に係る取り扱いについて

箕面市立かやの第一、第二、第三駐輪場の敷地内において、地方自治法第234条の4第7項に基づき市が行う目的外使用許可に係る取り扱いについては、指定管理者は市長の指示に従うものとする。

#### (4) 指定管理業務の引き継ぎについて

指定管理者の候補者は、指定管理業務の終了又は指定管理の取り消しにより、次期指定管理者等に業務を引き継ぐ際には、必要な帳票、データ等を無償で引き継ぐとともに、施設及び設備についての全てが性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で引き継ぐものとする。また、耐用年数を超過する施設及び設備に対しては、適切に修繕等による機能の更新を実施した上で引き継ぐものとする。

なお、引き継ぎに要する費用は、指定管理者の候補者又は指定管理者の負担とする。

担当：箕面市地域創造部交通政策室

〒562-0003 箕面市西小路四丁目6-1

TEL 072(723)2121 内線(3447)

FAX 072(722)7655

## **募集要項別紙**

### **1 人員配置について**

- 最低配置を求める人員数（施設全体）

平日	6:30～11:30	2名
平日	11:30～16:30	1名
平日	16:30～21:30	1名
土日祝	6:30～21:30	1名
現場責任者	8:30～17:30	1名

- 供用開始日から3か月、新学期などの想定する混雑期は上記のとおりの常駐を求める。
- ただし、障害者に対する減免対応が可能であるなど、利用者サービスを低下させないうえでの最適な配置については提案事項とし、人件費で積算すること。

### **2 支出の考え方**

- 令和5年度及び令和6年度は、指定管理施設は第二かやの駐輪場及びかやの第三駐輪場のみである。そのため、指定管理施設の支出見込額には、仮設駐輪場の管理運営費を含めないこと。
- 設備機器等に1年間無償保証期間がある。そのため、保守にかかる点検費用の見積については、下記事項に留意すること。
  - 令和6年3月23日から令和7年3月31日までのかやの第二、かやの第三駐輪場の設備機器については無償保証点検があるので、支出予定額を考慮すること。
  - かやの第一駐輪場の機器設備は、供用開始後1年間は無償保証対応があるので、支出額を考慮すること。